

## 資料 7

令和 2 年度実施施策に係る  
事前分析表（水産行政分野）

# 事前分析表の見直し(概要)

## 中目標5 水産物の安定供給と水産業の健全な発展[水産庁]

政策分野		(2) 水産資源の回復 (旧⑩ 水産資源の回復)													
施策		(1) 国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進													
現行	目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(実績値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度) の設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類	
					29年度	30年度	元年度	2年度	3年度						
	資源管理の高度化	資源評価対象魚種のうち中位又は高位水準(注)の魚種が占める割合	53.8%	測定指標の直近15年間の中で上位10番目の値	53.8% (56.3%)	53.8% (53.8%)	測定指標の直近15年間の中で上位10番目の値	測定指標の直近15年間の中で上位10番目の値	測定指標の直近15年間の中で上位10番目の値	我が国周辺水域の資源水準は、評価対象魚種のうち約5割が低位にあり、適切な資源管理により資源の維持・増大を図ることが重要となっているため、資源の状況を的確に示すものとして、我が国周辺水域の資源評価対象魚種のうち、資源動向が中位と高位にある魚種の比率の動向を測定指標として選定した。	資源評価対象魚種(46種80系群)のうち資源動向が中位又は高位にある魚種が占める割合の直近15年間の中で上位10番目の値(目標値)と実績値との差が、A(おむね有効):3.0%≤実績値-目標値、B(有効性の向上が必要):0%≤実績値-目標値<3.0%、C(有効性に問題):実績値-目標値<0%とする。	国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施する我が国周辺水域資源調査により把握。		O-差	
↓	見直し	従前と同じ	資源評価対象魚種のうち漁獲の強さが適正な水準にある魚種(注)が占める割合	57.8% (令和元年度)	65.4% (令和12年度)	-	-	57.8%	58.5%	59.2%	令和元年度より、改正漁業法に基づく資源管理を推進するため、新しい資源評価が開始されたところであり、これに基づく測定指標が変更することとした。 令和元年度から令和12年度の目標年度まで毎年0.7%ずつ段階的に増加するように年度毎の目標値を設定した。	令和12年度の目標値として、令和元年から起算して直近15年間のうち最大の値を設定した。 令和元年度から令和12年度の目標年度まで毎年0.7%ずつ段階的に増加するように年度毎の目標値を設定した。	従前と同じ	達成度合い(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	従前と同じ
設定理由	<p>(注意書きの修正について)          令和元年度より、改正漁業法に基づく新たな資源評価手法に基づいて順次資源評価が行われることとなったため、以下のとおり、注意書きを修正する。          (注)新たな資源評価が行われている魚種のうち漁獲の強さ(漁獲圧)が最大持続生産量(MSY)を実現する水準を下回るもの又は親魚量がMSYを実現する水準を上回るものとする。なお、従来の資源評価が行われている魚種については、過去20年以上にわたる資源量(漁獲量)等の推移から「高位・中位・低位」の3段階で区分した水準のうち中位又は高位にあるものを適正な水準にあるものとする。</p> <p>(設定理由)          令和元年度より、改正漁業法に基づく資源管理を推進するため、新しい資源評価が開始されたところであり、以下のとおり、これに基づく測定指標に変更することとした。          従来使用していた「高位・中位・低位」の3段階の区分ではなく、持続的に生産可能な最大の漁獲量(最大持続生産量:MSY)を達成する「親魚量」と「漁獲の強さ」を算出して現在の状況と比較する新たな資源評価手法に順次移行していくことから、新たな資源評価が行われた水産資源について「漁獲の強さがMSYを実現する水準を下回る又は親魚量がMSYを実現する水準を上回る」場合は、適正な漁獲の強さで資源管理が行われていることとして、これを測定指標とした。なお、従来の資源評価が行われている魚種については、同等の指標として、「過去20年以上にわたる資源量(漁獲量)」の推移から「高位・中位・低位」の3段階で区分した水準のうち中位又は高位にあるものを測定指標とした(これまでと同様)。          また、従来の目標値は委員より分かりづらいとの意見があつたため、「改正漁業法に基づく新たな資源管理システムの構築により、令和12年度までに10年前と同程度まで漁獲量を回復させる」というロードマップに即し、目標値として直近15年間(平成17年度～令和元年度)のうち最大の値を令和12年度の目標値とし、令和元年度を基準として令和12年度まで段階的に増加するよう年度毎の目標値を設定するよう変更した。また、今後、資源評価対象魚種が拡大されるとともに、新たな資源評価手法について資源評価が行われる水産資源が順次増加していく過渡期であることから、基準値及び目標値は5年後をめどに見直しを検討する。</p>														

政策分野		(23) 漁業経営の安定 (旧(21) 漁業経営の安定)												
施策		(2) 漁協系統組織の役割発揮・再編整備等												
目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(実績値)				測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類		
				29年度	30年度	元年度	2年度							
現行	漁業協同組合系統(注1)等の再編整備	広域での漁協合併件数	0件 (平成28年度)	9件(累計) (令和元年度)	1件 (0件)	4件 (1件)	9件 (3件)	—	—	漁協の組織・事業規模は、総じて零細であり、規模拡大による業務の効率化が喫緊の課題となっている。このため、広域での漁協合併等により経営基盤強化を目指している漁協を支援し、県域で定める合併基本方針に基づく実情に応じた広域での漁協合併を実現させ、漁協の経営基盤を強化することが必要である。 このような中、漁協系統組織は平成29年度からの3年間を「JF経営基盤強化実践期間」と位置づけ、漁協経営基盤強化に向けた合併等の漁協組織再編の取組を実践することとしている。また、合併計画の策定支援等を行うことも踏まえ、3年間で広域での漁協合併の数を測定指標とした。	【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 県域漁協系統が定める合併基本方針を基に、令和元年度までに9件の広域での漁協合併を実現させることを目標値とした。	水産庁調査により把握。	達成率(%)=(実績値-基準値)÷(目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	S↑-差

見直し	従前と同じ	・沿海地区漁業協同組合数(出資及び非出資)	945組合 (平成30年度)	883組合 (令和3年度)	—	—	941組合	890組合	883組合	漁協の組織・事業規模は、総じて零細であり、規模拡大による業務の効率化が喫緊の課題となっている。このため、広域での漁協合併等により経営基盤強化を目指している漁協を支援し、県域で定める合併基本方針に基づく実情に応じた広域での漁協合併を実現させ、漁協の経営基盤を強化することが必要である。 これに加え、水産政策の改革として平成30年12月に漁業法等を改正し、漁獲量管理を中心とした新たな資源管理システム、沿岸漁場管理等の導入により資源管理を強化することとしており、漁協が、これらに対応するために経営・事業経営基盤を迅速に強化することが重要となっている。このため、漁協の広域合併等を一層促進し、迅速に漁協の事業・経営基盤を強化することが必要である。 よって、広域合併等による漁協の事業・経営基盤の状況をより直接的に表す沿海地区漁協の組合数を測定指標とした。	平成29年に策定された水産基本計画は、概ね5年ごとに見直されることから、新たな水産基本計画に合わせ政策分野、施策を見直すため、水産基本計画の最終年度と見込まれる令和3年度を目標年度とした。 広域漁協合併の進捗状況等を勘案し、令和3年度末に漁協数を883組合(△62組合)にすることを目標とした。	従前と同じ	従前と同じ	S↓-差
-----	-------	-----------------------	-------------------	------------------	---	---	-------	-------	-------	--	--	-------	-------	------

設定理由	広域漁協合併等により漁協の組合数が減少することから、漁協の組合数を測定指標とし、平成30年度の基準値(945組合)から各年度の組合数を減し、減少組合数を比較することで達成度合いを判定する。
------	--

政策分野④ 漁村の健全な発展（旧② 漁村の健全な発展）													
施策	(2) 加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開												
目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値(目標値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				29年度	30年度	元年度	2年度	3年度					
現行	多様なニーズへの対応による消費量の拡大及び水産物の輸出促進	水産物の輸出額	1,700億円 (平成24年)	3,500億円 (令和元年)	2,847億円 (2,749億円)	3,157億円 (3,031億円)	3,500億円 (2,873億円)	—	新たに「水産基本計画」(平成29年4月28日閣議決定)において、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)において、農林水産物・食品輸出額について平成31年に1兆円を達成することとされており、水産物についても3,500億円目標の達成に向けて、一層の輸出拡大に取り組むこととされていることを踏まえ、「水産物の輸出額」を指標として設定した。	目標値は、基準年の2012年(1,700億円)から2019年(3,500億円)までの年間増加率(年10.9%)を用いて設定した。	財務省貿易統計により把握	達成率=当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満	F↑一直
見直し	従前と同じ	従前と同じ	2,873億円 (令和元年)	5,568億円 (令和7年)	—	—	—	5,568億円	5,568億円	新たに「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)等において、令和7年までに2兆円(うち水産物5,568億円)、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円(うち水産物1.2兆円)とするなどを目指すとされていることを踏まえ、設定している。  なお、長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間に効果が現れるものではないことから、年度ごとに目標値を設定することは困難なため、年度ごとの目標値欄には、最終目標値を便宜的に記載している。	従前と同じ	達成率=当該年度の実績値÷令和7年度の目標値×100(%) A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満	従前同じ
設定理由	現行測定指標の目標値及び目標年度は、「水産基本計画」(平成29年4月28日閣議決定)や「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)に記載された水産物の輸出目標(平成31年に3,500億円を達成)に基づき設定していたところであるが、目標年に達したことから、新たに「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)等において目標とされた水産物の輸出目標(令和7年までに5,568億円、令和12年までに1.2兆円)を本測定指標の新たな目標値及び目標年度として設定することが適当であると考えられるため。												

## 令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省2-②)

政策分野名 【施策名】	水産資源の回復	担当部局名	水産庁 【管理調整課/栽培養殖課/国際課】
政策の概要 【施策の概要】	<p>我が国周辺の「身近な自然の恵み」が国民の食生活等において十分活用されるようしていくことが重要であり、そのためには、水産資源の持続的利用を確保すること等により、我が国の水産物の自給力を維持・強化することが不可欠である。</p> <p>この中、水産資源の持続的利用の確保を図るために、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進</li> <li>②持続可能な養殖業・栽培漁業の推進</li> </ul> <p>の施策を行う。</p>	政策評価体系上の位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展
政策に関する内閣の重要な政策	<p>水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定)            第2 I 2 国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進            第2 I 3 持続可能な漁業・養殖業の確立</p> <p>農林水産業・地域の活力創造プラン(平成30年6月1日改訂)            III 9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化</p> <p>未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)            第2 I [4] 1.(3) iv) 水産業改革</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)            第2章 5. (4)①農林水産新時代の構築</p> <p>規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)            III 3. 水産分野</p>	政策評価 実施予定時期	令和3年8月

施策(1)	国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	資源管理指針・計画に基づく資源管理を、大宗の漁業者の参画を得て全国的に推進するほか、国際機関(注1)や二国間の漁業協力等を通じて公海域等における資源管理の推進及び海外漁場の確保を図るとともに、資源を共有する周辺諸国・地域との連携・協力を強化することにより、国際的な資源管理を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	資源管理の高度化										
測定指標	基準値	目標値	目標年度	年度ごとの目標値			指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
				29年度	30年度	元年度					
ア 資源評価対象魚種のうち漁獲の強さが適正な水準にある魚種(注2)が占める割合	57.8%	令和元年度	65.4%	令和12年度	-	-	57.8%	58.5%	59.2%	O—差	【測定指標の選定理由】 令和元年度より、改正漁業法に基づく資源管理を推進するため、新しい資源評価が開始されたところであり、これに基づく測定指標として、資源評価対象魚種のうち漁獲の強さが適正な水準にある魚種が占める割合を選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和12年度の目標値として、令和元年から起算して直近15年間のうち最大の値を設定した。令和元年度から令和12年度の目標年度まで毎年0.7%ずつ段階的に増加するように年度毎の目標値を設定した。
	把握の方法	国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施する我が国周辺水域資源調査により把握。									
	達成度合いの 判定方法	達成度合い(%)=(当該年度実績値－基準値)/(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】		国際機関や二国間の漁業協力等を通じた国際的な資源管理の推進										
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					29年度	30年度	元年度	2年度	3年度			
ア 国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数	92魚種 53協定	平成28年度	対前年増又は同数	各年度	対前年 (28年 度: 92 魚種、 53協定) 増又は 同数	対前年 増又は 同数	対前年 増又は 同数	対前年 増又は 同数	対前年 増又は 同数	S=直	【測定指標の選定理由】 水産資源の国際的な資源管理については、関係国が協力して、資源評価、漁獲努力量の管理やIUU(注3)(違法・無報告・無規制)漁船対策等を積極的に進めていく必要があることから、水産資源の適切な保存及び管理を目的とする「国際漁業機関による管理対象魚種の数」と関係国との間で締結する「漁業協定数」を測定指標とした。 なお、本指標のうち、資源管理対象魚種数は国際漁業機関において規制が行われている魚種の数であり、漁業協定数は、政府間協定及び我が国民間と相手国政府との漁業協定の数である。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 上記理由により、その維持・増加を目標とする。を目標値として設定した。	
把握の方法	水産庁国際課調査により把握。											
達成度合いの 判定方法	国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大目標値以上のときはA(おおむね有効)、その他のときはC(有効性に問題がある)とする。											

施策(2)	持続可能な養殖業・栽培漁業の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	親魚を取り残し、その親魚が卵を産むことにより再生産を確保する資源造成型栽培漁業(注4)の推進、環境負荷の少ない持続的な養殖業(注5)による漁場環境の改善の推進等により、我が国排他的経済水域(注6)等における資源管理の強化を図る。										
目標① 【達成すべき目標】	種苗放流等による資源造成の推進と漁場環境への負担の少ない養殖業の確立										
測定指標	基準値	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
測定指標	基準値			目標年度	29年度	30年度	元年度	2年度			3年度
ア 主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量	1,713千トン	平成22年度	1,739千トン	令和4年度	1,728千トン	1,730千トン	1,733千トン	1,735千トン	1,737千トン	F↑一直	【測定指標の選定理由】 水産資源や漁獲量が減少する中、消費者ニーズの高い水産動植物を安定的に供給している養殖業等の生産を増大させることが、水産資源の回復・管理に繋がることから、主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量を測定指標として選定した。  【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針において、平成22年度から令和4年度までに、主な栽培漁業対象魚種の生産量について12千トン増、養殖業の生産量について14千トン増を目指すこととしているため、同目標を目標値とした。 各年の目標値については、前年度の目標値に平成22年度から令和4年度までの増加目標26千トンを12年で除した数値(2.2千トン)を加えた値として選定した。
	把握の方法	主な栽培漁業対象種及び養殖業等の生産量については、毎年4月下旬から5月初旬に農林水産省統計部より公表される「漁業・養殖業生産統計年報」の速報値により把握。(年度ごとの実績値に、直近5年間の漁業生産量の実績の5中3平均値を記載。)									
	達成度合いの 判定方法	達成率=(直近5年間の漁業生産量の実績の5中3平均値)÷(当該年度の目標値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

	イ 海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画(注7)策定海面における生産量の割合	76.1%	平成22年度	90.0%	令和4年度	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	F=一直	【測定指標の選定理由】 漁場環境の悪化を防止し、持続的な養殖生産を実現するため、養殖漁場の改善を図る漁場改善計画の策定を促進し、同計画の対象となる海面養殖の生産量の割合を高める必要があることから、「海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合」を測定指標として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、資源管理・漁業経営安定対策と連携することにより、平成22年度の76.1%を令和4年度までに90%とするとしていたが、この政策効果により、現在既に90%を超えているところ。 このため、年度ごとの目標値を見直すこととし、令和4年度目標を近年既に達成していることから「現状維持」とし、平成28年度から令和4年度まで毎年目標値を90.0%と設定した。		
		<b>把握の方法</b> 漁場改善計画策定海面での生産量を都道府県を通じて把握。											
		<b>達成度合いの判定方法</b> 達成率 = 当該年の実績値 ÷ 当該年度の目標値 × 100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											
政策手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			2年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等					令和2年 度行政 事業レ ビュー 事業番 号	
		29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]									
(1) 漁業法 (昭和24年)	—	—	—	—	—	(1)-①-ア	漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図るため、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者等を主体とする漁業調整機構の運用によって、水面を総合的に利用する。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。					—	
(2) 漁船法 (昭和25年)	—	—	—	—	—	(1)-①-ア	漁業の合理的発展のため、漁船の建造等の許可制度及び登録制度により管理し、かつ、漁船の検査及び試験を行い、漁船の性能の向上を図り、漁船の大きさ(トン数)や性能を管理することにより、水産資源の乱獲を防止し、水産資源の保護及び漁業調整に寄与する。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。					—	
(3) 水産資源保護法 (昭和26年)	—	—	—	—	—	(1)-①-ア	水産資源の保護培養を図り、かつ、その効果を将来にわたって維持することを目的とする。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。					—	
(4) 外国人漁業の規制 に関する法律 (昭和42年)	—	—	—	—	—	(1)-①-ア	外国人が漁業に関する我が国の水域の使用の規制について必要な措置を定めることにより、我が国漁業の正常な秩序の維持(資源管理等)に支障を生ずるおそれがある事態に対処することが可能となる。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。					—	

(5) 海洋水産資源開発促進法 (昭和46年)	—	—	—	—	(1)-①-ア	漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資するため、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進する。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	—
(6) 沿岸漁場整備開発法 (昭和49年)	—	—	—	—	(1)-①-ア (2)-①-ア	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進するための措置を講ずることを目的とする。 これにより、資源管理・回復の着実な推進及び主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保に寄与する。	—
(7) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成8年)	—	—	—	—	(1)-①-ア	排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、漁業の発展と水産物の供給の安定を目的とする。 漁獲可能量の適切な管理等を実施することにより、水産資源の適切な保存及び管理が可能となる。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	—
(8) 排他的経游水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律 (平成8年)	—	—	—	—	(1)-①-ア	我が国排他的経游水域における外国人による漁業等に対する許可等を行い、その漁獲枠を適切に管理することで資源管理の着実な実施が可能となる。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	—
(9) 持続的養殖生産確保法 (平成11年)	—	—	—	—	(2)-①-ア (2)-①-イ	漁協等による養殖漁場の改善を促進及び特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延の防止のための措置を講ずることを目的とする。 漁場改善計画を策定し、養殖漁場の改善・維持に取組むことにより、持続的な養殖生産の確保に寄与する。	—
(10) 国際機関を通じた農林水産業協力拠出金 (昭和48年度) (関連:2-5,12)	1,829 (1,829)	1,906 (1,906)	1,840 (1,840)	1,840	(1)-②-ア	東南アジア漁業開発センター等の国際機関への拠出を通じて、国際的な水産資源管理の推進に寄与する。	
(11) 国際分担金 (昭和26年度) (関連:2-5)	632 (593)	645 (639)	678 (636)	653	(1)-②-ア	中西部太平洋まぐろ類委員会等の地域漁業管理機関の加盟国として支払う必要のある分担金であり、地域漁業管理機関の加盟国として貢献することにより、国際的な資源管理の推進に寄与する。	
(12) 船舶運航に要する経費 (-年度) (主)	12,810 (12,547)	17,537 (17,343)	24,172 (23,101)	17,218	(1)-①-ア (1)-②-ア	我が国周辺水域等における、重点取締水域において漁業取締船による取締り等を実施し、巧妙化・悪質化・広域化している外国漁船や日本漁船の違法操業を未然に防止し、適切な資源管理により資源の維持増大を図り、水産物の安定供給の確保に寄与するものである。また、サンマ・ウナギ等の国際水産資源の調査を行うことにより、国際機関や二国間の漁業協力を通じた公海域における資源管理の推進を図るものである。	
(13) 漁場油濁被害対策費 (昭和49年度) (主)	25 (20)	25 (21)	25 (21)	15	(2)-①-ア	原因者が判明しない漁場油濁被害を受けた漁業者に対し、救済金の支給や漁業者が実施した防除清掃活動に要した費用の支弁を行うとともに、被害額の審査認定及び講習会の開催等油濁防止対策を実施することにより、被害漁業者の迅速な救済を図り、漁業者の経営安定に資する。併せて汚染漁場の回復に寄与する。	

(14) さけ・ます漁業協力事業費補助金(昭和53年度)(主)	105 (103)	105 (104)	105 (104)		118	(1)-②-ア	ロシア連邦の河川で産卵する溯河性魚類資源の保護、再生産及び維持を図ることにより、日ロ間の漁業協力関係を通じた友好関係をより一層深めるとともに、我が国さけ・ます漁業の安定的継続を図る。 本事業を確実に実施することにより、国際機関による資源管理対象魚種であるさけ・ます類の保存及び管理並びに日ロ漁業関連協定の維持に寄与する。	
(15) 漁業調整委員会等交付金(昭和60年度)(主)	181 (180)	181 (181)	181 (181)		181	(1)-①-ア	漁業調整委員会等が、漁業法をはじめとする漁業関係法令に規定する事項を処理するために必要な基礎的経費を交付。 漁業調整委員会等の活動を通じ、各地域での資源回復計画や資源保護の取組が進むことにより、水産資源の回復に寄与する。	
(16) 捕鯨対策(平成16年度)(主)	5,062 (5,010)	5,062 (5,062)	5,072 (5,072)		5,072	(1)-②-ア	30年振りに商業捕鯨を再開するに当たり、実証や調査に必要な経費、持続的利用を支援する国との連携や国際世論への働きかけの強化のための経費や捕鯨の将来の姿を検討するための経費等となっており、商業捕鯨への円滑な移行、鯨類の国際的な資源管理の推進に寄与する。	
(17) 漁業資源調査に要する経費(平成18年度)(主)	3,125 (3,042)	3,389 (3,305)	5,909 (5,569)		5,225	(1)-①-ア (1)-②-ア	我が国周辺水域の主要魚種及び公海等で漁獲される国際漁業資源について、調査・解析等を実施し、適切な資源管理に必要な科学的知見を国や地域漁業管理機関等に提供する。 このことにより、科学的根拠に基づく資源管理が可能となり、資源評価対象魚種のうち資源水準が高位又は中位にある魚種の比率の維持・増大が図られ、水産物の安定供給に寄与する。 また、各種国際漁業資源について資源状況及び動向要因を把握し、資源評価を行うことで、国際機関等における交渉で科学的知見をもって議論を主導できるようになり、国際機関による資源管理対象魚種数及び漁業協定数の維持増大に寄与する。	
(18) 内水面漁業対策(平成19年度)(主)	710 (705)	710 (695)	815 (804)		811	(2)-①-ア	内水面漁業活性化方策の総合的な検討、外来魚の駆除手法の開発、先端技術を使用したカワウ被害対策技術の開発、地域間の広域的な連携による推進体制の下でのカワウ・外来魚の生息状況調査・被害防止対策等の取組の支援、並びにウナギ稚苗の大量生産システムの実証化、河川の環境収容力を推定する手法の開発、ウナギの効果的な放流手法の検討及びウナギ資源の増殖の取組の支援を実施することにより、在来魚漁獲量やウナギ生産量を維持・回復し、主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保、生物多様性の保全に寄与する。	
(19) 有明海のアサリ等の生産性向上実証事業(平成20年度)(主)	325 (325)	325 (325)	325 (325)		325	(2)-①-ア	有明海におけるアサリ等の生産性向上のため、これまでの実証事業のうち特に効果が認められた技術を用い、母貝生息地の造成、稚貝育成、移植、カキ礁の造成による貧酸素水塊の軽減によって、主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保に寄与する。	
(20) 養殖対策(平成22年度)(主、関連:2-12)	236 (235)	245 (234)	582 (357)		387	(2)-①-ア	高水温に適応したノリの養殖技術の開発、魚類養殖のコストの抑制技術や高効率餌料の開発及び優良系統の作出等、地下海水を活用した陸上養殖適地の調査等を実施するとともに、真珠養殖業等の国際競争力の強化のための関係機関の連携強化に向けた枠組構築の取組の支援等により、養殖水産物の安定的な供給を確保する。	

(21)国際漁業資源持続的利用連携強化促進事業 (平成23年度) (主)	52 (52)	41 (41)	41 (41)	-	(1)-②-ア	東シナ海・北太平洋等における中国、台湾漁船等の漁獲の急激な拡大に対し、資源管理を強化とともに、その取組を通じて我が国漁船の操業機会を確保するため、規制強化や漁場利用ルールの作成等に必要な情報収集・分析及び情報発信、事故・トラブル防止等の取組を実施するものであり、国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大、及び国際的な資源管理の推進に寄与する。	
(22)包括的な国際資源管理体制構築事業 (平成27年度) (主)	451 (450)	447 (443)	474 (472)	-	(1)-②-ア	高度回遊性魚類であるかつお・まぐろ類は、海域ごと等における5つの地域漁業管理機関による国際的な資源管理が行われており、生産・消費の双方において責任ある立場に置かれている我が国は、全ての地域漁業管理機関に加盟し、科学的根拠に基づき国際的な資源管理に積極的に取り組んできたところ。また、底魚類、さんま、いか類等資源についても、平成27年7月に発効した北太平洋漁業資源保存条約により設立された新たな地域漁業管理機関の下で資源管理が行われることになった。本事業の実施により、適正な資源管理措置を包括的に実施し、国際機関による資源管理対象魚種であるまぐろ類等の保存及び管理並びに漁業関連協定の維持に寄与する。	
(23)EEZ内資源・漁獲管理体制強化事業 (平成30年度) (主)	-	589 (554)	1,205 (1,159)	1,102	(1)-①-ア (1)-②-ア	国際合意に基づく太平洋クロマグロの漁獲枠の遵守に資するよう、魚種を選択して漁獲することが難しい定置網の漁具改良を支援つつ、水産資源の回復に寄与している。また、本事業によって国内の漁業者による自主的資源管理の促進や漁獲可能量(TAC)制度による資源管理を推進し、結果として資源管理の強化が図られる。	
(24)漁場環境改善推進事業 (平成30年度) (主、関連:2-12)	-	185 (180)	178 (175)	157	(2)-①-ア	栄養塩と水産資源との関係を解明し、適切な栄養塩管理モデルを構築すること及び赤潮・貧酸素水塊のモニタリング技術や防除技術を研究開発し、赤潮・貧酸素水塊による漁業被害を低減することにより、漁場環境の保全及び水産資源の維持・回復を行い、養殖業等の生産量の確保に寄与する。 また、生物多様性条約等で求められている海洋生態系に配慮した資源管理措置の導入に向けた調査・分析や、その他環境関連の国際条約等で我が国の持続的利用の考え方について情報発信を行うことにより、国際的な資源管理の推進や海洋生態系の保全、水産資源の持続的利用に寄与する。	
(25)厳しい環境条件下におけるサンゴ礁の面的保全・回復技術開発実証事業 (平成30年度) (主)	-	150 (147)	153 (152)	153	(2)-①-ア	サンゴ礁の面的な保全・回復技術の確立及び普及を図ることにより、多様な水産生物の生息場となるサンゴ礁の保全・再生を図り、水産資源の増殖環境を整え、もって、水産資源の維持・増大に寄与する。	
(26)海洋生態系保全動向調査事業 (平成30年度) (主)	-	16 (16)	16 (16)	-	(1)-②-ア	生物多様性条約等に基づいて海洋保護区の適切な設置と管理の充実が求められており、国内外の優良事例について調査・分析を行った上で、我が国における管理措置等の提言を行う。また、ワシントン条約等において、必要以上に漁業の規制強化を図る動きへの適切な対応が必要となっており、国際的な議論等を調査・分析し、科学的根拠に基づいて主張していく。 これらの取組を通じて、国際的な資源管理の推進や海洋生態系の保全、水産資源の持続的利用に寄与する。	
(27)スマート水産業推進事業 (平成31年度) (主)	-	-	511 (468)	457	(1)-①-ア	ICT・先端魚群探知機等を導入し、漁業者から効率的に操業・漁場環境データ等を収集・フル活用して資源評価の高度化を図る体制を整備するとともに、収集したデータの更なる効率的・効果的な利活用について関係者が連携する仕組みを検討する。また、沿岸漁業において経験や勘に頼っていた操業から、ICTを活用した漁場の見える化と漁場探索の効率化を推進する。	

(28) 浜の活力再生・成長促進交付金 (平成17年度) (関連:2-23,24)	4,342の内数 (4,175の内数)	5,917の内数 (4,978の内数)	6,212の内数 (5,809の内数)	2,004の内数	(1)-①-ア	水産物の安定供給のため、漁場利用上のトラブル等が広域的に問題となっている地域に関する実態調査やその漁場利用調整に関する関係者間の協議、国際漁場に隣接する境界水域における操業の管理の徹底、外国漁船とのトラブル防止のための操業指導等の都道府県の取り組み、密漁防止対策に対して支援することにより、水産資源の回復に寄与する。	
(29) 国際的水産資源管理等促進事業 (令和2年度) (主)	-	-	-	402	(1)-②-ア	我が国周辺水域における操業トラブルの防止等のための民間協議、事故防止や紛争解決の取組、漁業に精通した専門家を活用した国際資源の管理体制構築に資する情報の収集・分析等の取組を支援する。かつお・まぐろ類、サンマ等の国際資源管理を確実に実施するため、漁獲情報の迅速な集計等による管理体制の強化や、国内流通漁獲物の適正化等を包括的に実施する。本事業の実施により、国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大、及び国際的な資源管理の推進に寄与する。	
政策の予算額[百万円]	25,543 <4,342>	31,558 <5,917>	42,282 <6,212>	34,116 <2,004>			
政策の執行額[百万円]	25,091 <4,175>	31,196 <4,978>					

## 移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	令和2年 度行政 事業レ ビュー 事業番 号
	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]				
(1) 【参考:復興庁より】漁場復旧対策支援事業(平成24年度)	701 (587)	713 (523)	582 (512)	420	(1)-①-ア	東日本大震災により被災した県は、我が国水産業の生産に重要な位置を占めており、がれきの撤去により漁場機能や生産力を以前の水準に回復させることにより、我が国の水産資源の回復に寄与する。	
(2) 【参考:復興庁より】被災海域における種苗放流支援事業(平成24年度)	774 (509)	775 (506)	708 (491)	700	(1)-①-ア	本事業は、震災により悪化したアワビ、ヒラメ、サケ等の資源を回復させるための種苗放流を支援しており、種苗放流により水産資源の回復に寄与する。	
(3) 【参考:復興庁より】放射性物質影響調査推進事業(平成24年度)	359 (251)	336 (249)	327 (255)	317	(1)-①-ア	水産物に含まれる放射性物質を生産段階で調査することで、基準値を超過した水産物が市場に流通することを未然に防止できる。これにより、安全な水産物を安定的に消費者に供給することができ、以て、水産業の健全な発展に資する。	
(4) 【参考:復興庁より】水産業共同利用施設復旧整備事業(平成24年度)	2,695 (2,490)	2,349 (1,897)	598 (520)	1,062	(1)-①-ア	種苗生産施設等の復旧により、水産資源の回復に寄与する。	
(5) 【参考:原子力規制委員会より】放射能調査研究に必要な経費(昭和32年度)	122 (120)	125 (124)	120 (109)	124	(1)-①-ア	我が国周辺海域及び原子力艦寄港海域に生息する海産生物と漁場環境の放射能水準(バックグラウンド値)を把握することによって、水産業の健全な発展に資する。	

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。

また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

(注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

## 参考資料

### 1. 用語解説

注1	国際機関	ある一定の広がりをもつ水域の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置された機関。関係国の参加により、対象水域における対象資源の保存・管理のための措置を決定する。
注2	漁獲の強さが適正な水準にある魚種	新たな資源評価が行われている魚種のうち漁獲の強さ(漁獲圧)が最大持続生産量(MSY)を実現する水準を下回るもの又は親魚量がMSYを実現する水準を上回るものとする。なお、従来の資源評価が行われている魚種については、過去20年以上にわたる資源量(漁獲量)等の推移から「高位・中位・低位」の3段階で区分した水準のうち中位又は高位にあるものを適正な水準にあるものとする。
注3	IUU	IUUとは、Illegal Unreported and Unregulated(違法・無報告・無規制)の略称。
注4	栽培漁業	水産資源の維持・増大と漁業生産の向上を図るために、有用水産動物について種苗生産、放流、育成管理等の人為的手段を施して資源を積極的に培養しつつ、最も合理的に漁獲する漁業のあり方。
注5	持続的な養殖業	魚類養殖の際にサンマ等の生餌を過剰に使うことにより、漁場環境が悪化し、養殖魚の病害の発生、赤潮の発生等の原因となることから、継続的に養殖ができるような漁場環境を維持すること。
注6	排他的経済水域	沿岸国の領海基線から200海里(約370km)までの海域(領海部分を除く)であって、この海域における生物資源、海底資源の採取や管理等に関して、当該沿岸国に主権的権利が及ぶとされる海域。
注7	漁場改善計画	養殖漁場環境の維持・改善を通じて持続的な養殖生産を確保するため、漁業者自らが対象となる水域及び養殖の種類を定め、施設や体制の整備などを図るための計画。

## 令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省2-②)

政策分野名 【施策名】	漁業経営の安定	担当部局名	水産庁 【企画課/水産経営課/漁業保険管理官/防災漁村課】
政策の概要 【施策の概要】	<p>我が国周辺の「身近な自然の恵み」が国民の食生活等において十分活用されるようにしていくことが重要であり、そのためには、漁業経営の安定的な発展を確保すること等により、我が国の水産物の自給力を維持・強化することが不可欠である。</p> <p>この中、漁業経営の安定的な発展を確保するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①浜プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成及び水産資源のフル活用</li> <li>②漁協系統組織の再編整備等</li> </ul> <p>の施策を行う。</p>	政策評価体系上の位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展
政策に関する内閣の重要な政策	<p>水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定)          第2 I 1 浜プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成及び水産資源のフル活用          第2 II 2 漁船漁業の安全対策の強化          第2 II 4 漁協系統組織の役割発揮・再編整備等          第2 II 5 融資・信用保証、漁業保険制度等の経営支援の的確な実施</p> <p>農林水産業・地域の活力創造プラン(平成30年6月1日改訂)          III 9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化</p> <p>未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)          第2 I [4] 1.(3) iv) 水産業改革</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)          第2章 5. (4) ①農林水産新時代の構築</p> <p>規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)          III 3. 水産分野</p>	政策評価 実施予定時期	令和3年8月

施策(1)	浜プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成及び水産資源のフル活用									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	浜プランの実施により、各地域の収入向上とコスト削減に取り組み、漁業所得の向上を目指すとともに、経営として漁業を行う者の大宗が漁業収入安定対策事業に加入しつつ、それぞれの経営に合った施策を活用する等により、より収益性の高い漁業経営を実現することを目指す。また、漁業経営の体質強化、融資・信用保証等の経営支援施策の的確な実施、担い手の確保と人材の育成、安全対策の強化等により、活力ある漁業生産構造の確立を目指す。									
目標① 【達成すべき目標】	浜プランの着実な実施									
測定指標	基準値	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
				29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
ア 各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合	68%	平成27年度	70%	各年度	70%	70%	70%	70%	F=一直	<p>【測定指標の選定理由】 水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定)では、浜の活力再生プラン(以下「浜プラン」という。)について、各地域の収入向上とコスト削減の具体的な対策の実施により漁業所得を5年間で10%以上向上させることを目指すことされている。 これを踏まえ、浜プランを実践して漁業所得向上に取り組む地区のうち、各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合を測定指標として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成27年度の実績値が68%であり、各地区的漁業所得向上目標が毎年度向上するように設定されていることを踏まえ、70%以上を維持することとし、毎年度の目標値とした。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績評価は、評価時点で把握可能な最新の実績値に基づき実施する。</p>
	把握の方法		水産庁調査により把握。							
	達成度合いの 判定方法		達成率＝各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合 ÷ 目標値(%) × 100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満							

目標② 【達成すべき目標】		資源管理・収入安定対策の推進									
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			年度ごとの実績値								
			29年度	30年度	元年度	2年度	3年度				
ア 漁業収入安定対策事業加入漁業者による漁業生産の割合	-	平成22年度	90%	令和4年度	80%	82%	84%	86%	88%	F↑一直	<p>【測定指標の選定理由】 水産資源の持続的利用と漁業経営の安定的な発展を確保することにより、我が国の水産物の自給力を維持・強化していくため、漁業収入安定対策事業に加入する者による漁業生産の割合を測定指標とした。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 24年度を70%とし、毎年2ポイントの増加を目指すとともに、90%(令和4年度)にすることを目標値とした。</p>
	把握の方法		水産庁調査により把握。								
	達成度合いの 判定方法		達成率＝漁業収入安定対策事業加入漁業者による漁業生産の割合 ÷ 目標値(%) × 100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標③ 【達成すべき目標】	担い手の確保															
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
			目標 年度	29年度	30年度	元年度	2年度									
	1,867人		平成22年 度	2,000人	各年度	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	F=一直						
ア 新規漁業就業者数						10月上 旬把握 予定				【測定指標の選定理由】 漁業就業者数は、平成20年の22万人から平成28年には16万人に減少し、特に45歳未満の漁業就業者数は、平成20年と比較し約9千人減少している。このような状況の中、漁業を担う人材の円滑な世代交代により、活力ある漁業生産構造を維持するためには、45歳未満の就業者数を全漁業就業者数の45%程度に維持する必要があることから新規漁業就業者数を測定指標とした。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 上記理由から、2,000人の若い漁業就業者を確保することを目標値とした。						
	把握の方法			水産庁調査、農林水産省「漁業センサス」により把握。												
				達成率=当該年度の新規就業者数÷目標値×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満												

					632隻未 満	617隻未 満	602隻未 満	587隻未 満	-	F ↓ 一直	【測定指標の選定理由】 第10次交通安全基本計画(平成28年度～平成32年度)では、我が国周辺水域で発生する船舶事故隻数について、第9次交通安全基本計画期間の船舶事故隻数の年平均(2,256隻)を令和2年(第10次交通安全基本計画の最終年)までに少なくとも2,000隻未満とすることとされている。 これを踏まえ、我が国周辺水域で発生する船舶事故隻数のうち新たな測定指標である「漁船の事故隻数」を測定指標として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 第10次交通安全基本計画期間において、第9次交通安全基本計画期間の漁船事故隻数(本邦に寄港しない外国籍漁船を除く)の年平均(662隻)を令和2年までに少なくとも587隻未満とすることを目標とする。 (注)交通安全基本計画期間の船舶事故隻数は、本邦に寄港しない外国籍船舶を除く。 (注)根拠とする数値は暦年で計上している。
		662隻	平成23年～平成27年	587隻未 満	令和2年	533隻	532隻	509隻			
イ 漁船の事故隻数											
把握の方法											
海上保安庁の公式統計「海難の現状と対策」に掲載されている漁船事故隻数(本邦に寄港しない外国籍漁船を含む)から、海上保安庁への聞き取りで得た本邦に寄港しない外国籍漁船を除いた漁船の事故隻数により把握。											
達成度合いの判定方法											
A(おおむね有効)：毎年の目標値未満(漁船の事故隻数が減少した)の場合 B(有効性の向上が必要)：毎年の目標値以上であるが、基準値未満の場合 C(有効性に問題)：基準値以上の場合											

施策(2)	漁協系統組織の役割発揮・再編整備等										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	漁業協同組合が今後とも漁業者の生産活動を支えていくよう、販売事業の強化、信用事業の健全化・効率化等、組織再編を含む漁協の自主的な経営・事業改革を促進する。										
目標① 【達成すべき目標】	漁業協同組合系統(注1)等の再編整備										
測定指標	基準値	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
				29年度	30年度	元年度	2年度	3年度			
ア 沿海地区漁業協同組合数(出資及び非出資)	945組合	平成30年度	883組合	令和3年度	—	—	941組合	890組合	883組合	S ↓ -差	【測定指標の選定理由】 漁協の組織・事業規模は、総じて零細であり、規模拡大による業務の効率化が喫緊の課題となっている。このため、広域での漁協合併等により経営基盤強化を目指している漁協を支援し、県域で定める合併基本方針に基づく実情に応じた広域での漁協合併を実現させ、漁協の経営基盤を強化することが必要である。 これに加え、水産政策の改革として平成30年12月に漁業法等を改正し、漁獲量管理を中心とした新たな資源管理システム、沿岸漁場管理等の導入により資源管理を強化することとしており、漁協が、これらに対応していくためには、経営・事業基盤の強化を迅速に強化することが重要となっている。このため、漁協の広域合併等を一層促進し、迅速に漁協の事業・経営基盤を強化することが必要である。 よって、広域合併等による漁協の事業・経営基盤の状況をより直接的に表す沿海地区漁協の組合数を測定指標とした。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、広域漁協合併の進捗状況等を勘案し、令和3年度末に漁協数を883組合(△62組合)にすることを目標とした。 目標年度については、平成29年に策定された水産基本計画は、概ね5年ごとに見直されることから、現行の水産基本計画の最終年度と見込まれる令和3年度を目標年度とすることにより、次期水産基本計画に合わせて政策分野・施策を見直すことができる様にした。
	把握の方法	水産庁調査により把握。									
	達成度合いの 判定方法	達成率(%) = (実績値 - 基準値) ÷ (目標値 - 基準値) × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	平成31 年度行 政事業レ ビュー 事業番 号
	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]				
(1) 水産業協同組合法 (昭和23年)	—	—	—	—	(2)-①-ア	漁業者等の協同組織の発達を促進するための措置。 これにより、漁業者等の経済的・社会的地位の向上と水産業の生産力の増進に寄与する。	—
(2) 漁船損害等補償法 (昭和27年)	—	—	—	—	(1)-②-ア	不慮の事故によって漁船や漁船に積んだ漁獲物等が受けた損失及び他の船に衝突するなどの漁船の運航に伴う不慮の事故により漁業者が負担することとなった費用を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。	—
(3) 中小漁業融資保証 法 (昭和27年)	—	—	—	—	(1)-②-ア	中小漁業者等の漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にするための措置。 中小漁業者等に対する債務保証を主たる業務とする漁業信用基金協会の及び独立行政法人農林漁業信用基金がその保証等につき保険を行う制度を確立することにより、中小漁業者等の経営の安定に寄与する。	—
(4) 漁業災害補償法 (昭和39年)	—	—	—	—	(1)-②-ア	自然災害又は不慮の事故によって漁獲が減少した場合や漁具や養殖施設等が壊れた場合に、漁業者が受けた損失を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。	—
(5) 漁業協同組合合併 促進法 (昭和42年)	—	—	—	—	(2)-①-ア	適正な事業経営を行うことのできる漁業協同組合を広範に育成し、漁業に関する協同組織の健全な発展に資するための措置。 漁業協同組合の合併についての援助等を行うことにより、漁業協同組合の合併の促進に寄与する。	—
(6) 漁業近代化資金融 通法 (昭和44年)	—	—	—	—	(1)-②-ア	漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするための措置。 国が利子補給を行うことにより、漁業者等の資本設備の高度化、経営の近代化に寄与する。	—
(7) 漁業経営の改善及 び再建整備に関する 特別措置法 (昭和51年)	—	—	—	—	(1)-②-ア	漁業経営の改善、漁業経営の維持が困難な中小漁業者がその漁業経営の再建を図るために必要とする資金の融通の円滑化等のための措置。 これにより、効率的かつ安定的な漁業経営の育成に寄与する。	—
(8) 沿岸漁業改善資金 助成法 (昭和54年)	—	—	—	—	(1)-③-ア	沿岸漁業従事者等が自主的に経営の改善等を図ることを促進するため、都道府県が行う無利子貸付事業に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって沿岸漁業の経営の健全な発展等に資することを目的とする。 これにより、担い手の育成及び確保等に寄与する。	—
(9) 遊漁船業の適正化に 関する法律 (平成元年)	—	—	—	—	(1)-③-イ	遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することにより、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、遊漁船の海難事故の防止に寄与するとともに、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。	—

(10) 国立研究開発法人水産研究・教育機構法(平成13年)	-	-	-	-	- (1)-③-ア	国立研究開発法人水産研究・教育機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定め、中長期目標に定める業務を実施する。 水産基本計画等を踏まえ、農林水産大臣の指示した中長期目標の達成のために行う水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究等並びに水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農林水産分野における研究・技術開発等に寄与する。	-
(11) 国立研究開発法人水産研究・教育機構に要する経費(平成13年度)(関連:2-11)	19,553 (19,545)	17,371 (17,371)	17,228 (17,228)	17,284	(1)-③-ア	水産基本計画等を踏まえ、農林水産大臣の指示した中長期目標の達成のために行う水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究等並びに水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を重点的に実施するため必要な資金を交付及び効率的かつ効果的な研究等を推進する上で必要な施設の整備・改修に要する経費に対する補助を行う。 中長期目標の達成に向け、法人が策定した中長期計画及び年度計画を確実に実施することにより、農林水産分野における研究・技術開発等に寄与する。	
(12) 漁業共済事業実施費補助金(昭和39年度)(主)	372 (372)	360 (360)	361 (361)	252	(1)-②-ア	漁業共済団体の事務経費及び常勤職員の人事費の一部を補助する。(漁業災害補償法第195条第3項の規定に基づく補助) 20漁業共済組合に対し、事務経費及び人事費の一部補助を行うとともに、全国漁業共済組合連合会に対し、事務経費の一部補助を行うことにより、事業の健全かつ円滑な運営を図り、漁業経営の安定等に寄与する。	
(13) 水産金融総合対策事業(昭和44年度)(主)	425 (396)	217 (178)	691 (666)	462	(1)-②-ア	認定漁業者等が借り入れる日本政策金融公庫資金及び漁業近代化資金について利子助成を行うことにより、金利負担の軽減を図るとともに、(株)日本政策金融公庫に対し、無担保・無保証人融資を行うための出資を行う。 また、保証人を不要とし、担保は漁業関係資産に限る融資を支援するとともに、漁業信用基金協会の広域合併の取組を支援する。 本事業により、経営改善計画を達成するために必要な資金の融資推進が図られ、中小漁業者等が資金を調達する際の信用力を補完し、経営展開に必要な資金の融通を円滑にし、漁業経営の安定に寄与する。	
(14) 水産業改良普及事業交付金(昭和58年度)	69 (69)	69 (69)	69 (69)	69	(1)-③-ア	沿岸漁業等の生産性の向上、漁家経営の改善等のため、水産業改良普及事業の安定的な実施を支援。水産業普及指導員の普及活動により意欲ある担い手の育成・確保等に寄与する。	
(15) 有害生物漁業被害防止総合対策事業(平成27年度)(主)	535 (486)	469 (459)	405 (397)	355	(1)-①-ア (1)-②-ア	漁業経営に深刻な影響を及ぼすトド、大型クラゲ等の広域に出現する有害生物に対する漁業被害防止対策の効果的・効率的な実施を総合的に支援。 本事業を実施することにより、これらの有害生物による漁業被害が軽減し、漁業経営の安定に寄与する。	
(16) 福祉対策事業(平成20年度)(主)	200 (200)	200 (200)	200 (200)	180	(1)-③-ア	本事業を実施することにより推進担当者の活動が促進され、漁業者のライフプランに対する理解が向上し、それぞれが計画的なライフプランを持ちながら就業することにより漁村が良質な「就業の場」となり、就業希望者が就業しやすい環境が整うことから、「毎年2,000人の新規漁業就業者の確保」に寄与する。	

(17) 漁業構造改革総合対策事業 (平成21年度) (主)	5,352 (5,352)	5,360 (5,360)	9,081 (5,293)	2,984	(1)-①-ア (1)-②-ア	漁業者の新しい操業・生産体制への転換を促進することで漁業の競争力を強化するため、漁協等に対し、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組に必要な経費を支援する。
(18) 漁場機能維持管理事業 (平成21年度) (主)	5,059 (5,056)	5,065 (5,065)	5,115 (5,115)	115	(1)-②-ア	韓国・中国等外国漁船による投棄漁具の回収・処分、外国漁船の影響を受ける漁業者に対する漁業共済掛金の助成、外国漁船による緊急避泊対策、外国漁船の操業状況調査・監視、漁具被害の復旧支援等の外国漁船操業対策に助成を行うことにより、漁業経営の安定の確保に寄与する。 北方地域の領海における我が国漁業者の円滑な操業を確保するため、当該海域での操業に要する追加的経費の負担軽減に必要な経費の支援を実施することにより、漁業経営の安定の確保に寄与する。 漂流・漂着物の発生源対策の一環として漁業系廃棄物の実態把握及び適正な管理・処理方法の検討を行うための費用等並びに漁業系廃棄物のリサイクル手法の技術開発及びその成果の普及、現場での実証試験やコンサルティングを行うための費用等について助成する。
(19) 漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業のうち水産業 革新的技術導入・安全対策推進事業 (平成21年度) (主)	51 (50)	28 (24)	14 (13.5)	10	(1)-③-ア	水産業の安全性の向上に資する新技術の実証試験への支援を実施。 本事業を実施することにより、意欲的な担い手の育成・確保等に寄与する。
(20) 漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業のうち漁船安全対策推進事業及び遊漁船安全対策推進事業 (平成25年度) (主)	15 (15)	16 (16)	15 (15)	18	(1)-③-イ	海難事故の分析やライフジャケット等の選定等を行う漁業労働環境カイゼン対策会議の開催及び漁船の労働災害を防止する計画を作成し実施する「安全推進員」の養成により、漁船事故隻数を減少させることに寄与する。
(21) 漁業経営セーフティーネット構築事業 (平成22年度) (主)	180 (180)	3,061 (3,061)	200 (200)	162	(1)-②-ア	漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油・配合飼料の価格がそれぞれ一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付する仕組みを継続して実施し、漁業・養殖業経営の安定化を図る。

(22) 漁業収入安定対策事業 (平成23年度) (主)	14,598 (14,598)	11,418 (11,418)	27,984 (27,984)	14,200	(1)-②-ア	漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用し、資源管理等の取組を行う漁業者を対象として、漁業者が拠出した積立金と国費(1:3)による資金を全国漁業共済組合連合会に造成して漁業者の収入額が減少した場合に減収補填を行う(基準収入の原則8割から9割まで積立ぶらすで補填)とともに、漁業者が支払う漁業共済掛金への補助(平均30%相当)を行う。 漁業者による資源管理等の取組に対する補助として、収入額が減少した場合に減収を補填することにより、漁業経営の安定を図ることに寄与する。
(23) 漁業担い手確保緊急支援事業 (令和元年度) (主)	—	—	100 (翌年度繰越)	—	(1)-③-ア	就職氷河期世代の新規就業と定着を促進するため、新たに通信教育等を通じたリカレント教育の受講を支援するほか、就業相談会の開催や漁業現場での長期研修などの仕組みを拡充し、就業準備から定着までを支援することにより、「新規就業者毎年2,000人の確保」に寄与する。
(24) 漁業人材育成総合支援事業 (平成24年度) (主)	927 (897)	771 (752)	796 (761)	691	(1)-①-ア (1)-③-ア	就業希望者が経験ゼロからでも円滑に漁業に就業できるよう、就業準備段階における資金の給付を行うとともに、就業相談会等の開催、漁業現場での長期研修、漁業活動に必要な技術習得等を支援。本事業を実施することにより漁業就業希望者の漁業への就業と定着が図られ、「新規就業者毎年2,000人の確保」に寄与する。
(25) 沖縄漁業基金事業 (平成25年度) (主)	1,750 (1,750)	1,750 (1,750)	2,000 (2,000)	—	(1)-②-ア	台湾等外国漁船による投棄漁具の回収・処分、外国漁船の影響を受ける漁業者に対する漁業共済掛金の助成、外国漁船の操業状況調査・監視、漁具被害の復旧支援等の外国漁船操業対策等に助成を行うことにより、漁業経営の安定の確保に寄与する。
(26) 【TPP関連事業】水産業競争力強化緊急事業 (平成27年度) (主)	25,846 (25,203)	32,099 (30,845)	26,542 (25,863)	—	(1)-③-ア	広域な漁村地域が連携し、生産の効率化や販売力の強化等を図るための「広域浜プラン」に基づく浜の機能再編や市場・施設の集約化、漁船の更新・改修等を進めることにより、新規就業者が各浜の方針に参加しやすくなり、「新規就業者毎年2,000人の確保」に寄与する。
(27) 漁協経営基盤強化対策支援事業 (平成29年度) (主)	169 (143)	153 (102)	236 (205)	246	(2)-①-ア	県域で定める合併基本方針に基づく合併等による効率的な事業改善計画の策定支援、または合併漁協等の立ち上がり時期に必要となる借入金に係る軽減措置を講ずることにより、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。

(28) 新資源管理導入円滑化等推進事業 (平成30年度) (主)	-	1,206 (1,206)	136 (136)	-	(1)-②-ア	資源再建計画等に基づく漁獲努力量削減の取組が確実に行われるよう、減船・休漁等に対する支援を実施し、資源に対し過剰な漁船の円滑な退出を図り、資源の適切な管理及び残存漁業者の収益性を確保することが、漁業収入安定対策事業加入漁業者による漁業生産の割合の増加に寄与する。	
(29) 漁船損害等補償制度関係事業 (昭和27年度) (主)	8,297 (5,915)	7,743 (5,899)	7,609 (5,519)	7,349	(1)-②-ア	不慮の事故によって漁船や漁船に積んだ漁獲物等が受けた損失及び他の船に衝突するなどの漁船の運航に伴う不慮の事故により漁業者が負担することとなった費用等を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする措置。 漁船保険組合が行う漁船保険事業等及び国が行う漁船保険再保険事業等により、漁業者が負担することになった費用等に関して必要な給付を行うことで、漁業経営の安定に寄与する。	
(30) 漁業災害補償制度関係事業 (昭和42年度) (主)	8,748 (5,559)	8,956 (8,949)	9,830 (9,390)	10,180	(1)-②-ア	自然災害又は不慮の事故によって漁獲が減少した場合や漁具や養殖施設等が壊れた場合に漁業者が受けた損失を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする措置。 漁業共済組合が行う漁業共済事業、全国漁業共済組合連合会が行う漁業再共済事業及び国が行う漁業共済保険事業により、漁業者が受けた損失に関して必要な給付を行うことで、漁業経営の安定に寄与する。	
(31) 水産業成長産業化沿岸地域創出事業 (平成31年度) (主)	-	-	618 (553)	10,008	(1)-①-ア	資源の適切な管理を行いながら収益性の向上を図るためにリース方式による漁船・漁具等の導入を支援。本事業を実施することにより、事業を実施する漁業者の所得向上に寄与する。	
(32) 浜の活力再生・成長促進交付金 (平成17年度) (関連:2-22,24)	4,342の内数 (4,175の内数)	5,917の内数 (4,978の内数)	6,212の内数 (5,809の内数)	2,004の内数	(1)-①-ア (1)-②-ア	水産業生産基盤としての共同利用施設等の整備について支援。 効率的かつ安定的な漁業経営を育成することで、資源管理・漁業所得補償対策加入漁業者の漁業生産割合の増加に寄与する。	
(33) 保険会社等の異常危険準備金[法人税:租税特別措置法第57条の5、第68条の55] (昭和29年度)	<54> (<54>)	<54> (<56>)	(<58>)	<59>	(2)-①-ア	保険会社又は共済事業を行う協同組合の異常危険準備金を対象とし、積立金を損金算入する措置。(積立率は火災共済が掛金額の2.5%、風水害等共済が9%等。) 異常危険準備金の積立金額の損金算入を認めることにより、毎期の収入から計画的に異常損害損失への備えのための内部留保の充実を図られ、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。	-
(34) 中小企業等の貸倒引当金の特例(法人税:租税特別措置法第57条の10、第68条の59) (昭和41年度)	<96> (<63>)	<95> (<47>)	確認中	確認中	(2)-①-ア	中小企業等の貸倒引当金の繰入限度額について、貸倒実績率と法定繰入率の選択適用が認められ、さらに協同組合等はその10%割増しを行う措置。 漁協等の貸倒リスクへの対応力を維持・強化することにより、漁協経営の安定が図られ、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。	-

(35) 信用保証協会等が受けける抵当権の設定登記等の税率の軽減 〔登録免許税:租税特別措置法第78条の3②〕 (昭和48年度)	<5> (<1>)	<4> (<3>)	<4> (<6>)	- (1)-②-ア	漁業信用基金協会が抵当権を設定した場合の登録免許税の軽減のための措置。 漁業者等の負担を軽減することにより、漁業者等への円滑な資金供給に寄与する。	-
(36) 特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例〔所得税・法人税:租税特別措置法第28条、第66条の11、第68条の95〕 (昭和50年度)	<0.7> (<0.7>)	<0.8> (<0.7>)	<0.6> (<->)	- (1)-②-ア	長期の事業を行う特定の基金に支出する負担金又は掛金の必要経費又は損金への算入のための措置。 債務保証の弁済能力の充実により、漁業者等への円滑な資金供給に寄与する。	-
(37) 輸入農林漁業用A重油に対する石油石炭税の免税措置〔石油石炭税:租税特別措置法第90条の4〕 (昭和53年度)	<157> (<204>)	<132> (<174>)	<154>	<154> (1)-②-ア	輸入漁業用A重油に対する石油石炭税の免税措置。 本特例措置を講ずることにより、漁業用A重油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与する。	-
(38) 国産農林漁業用A重油に対する石油石炭税の還付措置〔石油石炭税:租税特別措置法第90条の6〕 (平成元年度)	<2,579> (<2,554>)	<2,576> (<2,388>)	<2,520>	<2,520> (1)-②-ア	国産漁業用A重油に対する石油石炭税相当額を製造業者に還付する。 本特例措置を講ずることにより、漁業用A重油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与する。	-
(39) 中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除〔所得税・法人税:租税特別措置法第10条の3、第42条の6、第68条の11〕 (平成10年度)	<75> (<67>)	<74> (<51>)	確認中	確認中 (2)-①-ア	漁協が設備投資をする場合において、当該設備の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用を行う措置。 漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資の支援を通じ、水産業の体质強化が図られ、地域経済の活性化及び漁業経営の安定化に寄与する。	-

(40) 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例(法人税:租税特別措置法第68条の2) (平成13年度)	<26> (<0>)	<321> (<0>)	確認中	確認中	(2)-①-ア	漁協が一定の要件を満たした合併を行う場合には適格合併とみなし、資産の簿価引継や欠損金の損金算入を行う措置。 漁協合併が促進され、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。	-
(41) 軽油引取税の課税免除の特例[軽油引取税:地方税法附則第12条の2の7] (平成21年度)	<10,742> (<10,601>)	<10,593> (<10,178>)	<10,178>	<10,178>	(1)-②-ア	漁業用軽油に対する軽油引取税の免税措置。 本特例措置を講ずることにより、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与する。	-
(42) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制) [所得税:法人税:租税特別措置法第10条の5の2、第42条の12の3、第68条の15の4] (平成25年度)	<12> (<13>)	<13> (<0>)	確認中	確認中	(2)-①-ア	青色申告書を提出する漁業者等で、漁業協同組合等から経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、建物附属設備(1台60万円以上)又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できる特例措置。 漁業者等が行う水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境が整備されることで、漁業者等の経営の安定化・活性化に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]	92,146 <4,342>	96,312 <5,917>	109,230 <6,212>	64,565 <2,004>			
政策の執行額[百万円]	85,786 <4,175>	93,084 <4,978>					

## 移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	令和2年 度行政 事業レ ビュー 事業番 号
	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]				
(1) 【参考:復興庁より】共同利用漁船等復旧支援対策事業(平成24年度)	215 (180)	228 (106)	287 (213)	306	-	本事業は、東日本大震災で被災した漁業者の経営再建に必要な漁船の導入を支援するものであり、被災地の漁業経営の安定に寄与する。	
(2) 【参考:復興庁より】漁業者・漁協等への無利子・無担保・無保証人融資事業(平成24年度)	4,521 (3,794)	1,889 (1,584)	1,545 (1,458)	1,754	-	被災漁業者等を対象とした災害復旧関係資金について、実質無利子化、無担保・無保証人化措置を講じることは、漁業経営の安定及び水産物の安定供給と水産業の健全な発展に資するものである。	
(3) 【参考:復興庁より】漁業経営体質強化機器設備導入支援事業(平成24年度)	194 (142)	66 (66)	82 (82)	68	-	本事業は、東日本大震災で被災した漁業者の効率的な操業の再建に必要な省エネ機器設備の導入を支援するものであり、被災地の漁業経営の安定に資するものである。	
(4) 【参考:環境省より】地球環境保全試験研究費(平成13年度)	3.7 (3.3)	3.7 (3.0)	5.7 (5.6)	5.4	-	地球温暖化問題の解決に資する科学的知見の集積を通じ、農林水産分野における研究・技術開発等に寄与する。	

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。

また、予算事業が複数の政策分野に関する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

(注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

## 参考資料

### 1. 用語解説

注1	漁業協同組合系統組織	水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づき設立された漁業協同組合並びに都道府県段階及び全国段階等の連合会に至る協同組織。単に「漁業協同組合」という場合は「沿海地区漁業協同組合(沿海地区漁協)」を指す。
----	------------	---

## 令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省2-24)

政策分野名 【施策名】	担当部局名	水産庁 【計画課/防災漁村課/加工流通課】
政策の概要 【施策の概要】	政策評価体系上の 位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展
政策に関する内閣の重要 政策	政策評価 実施予定時期	令和3年8月
<p>漁村の健全な発展</p> <p>漁村地域においては、景観等の地域資源、多面的機能等、漁村のもつ特性を活かして希望を持って定住できる地域を実現していくことが重要である。また、水産物は「身近な自然のめぐみ」であるとともに、国民の健康の維持向上にも寄与するものであり、その消費拡大に取り組むことが重要である。</p> <p>この中、水産物の供給拠点として極めて重要な役割を果たす漁村の健全な発展を図るために、</p> <p>①漁港・漁場・漁村の総合的整備及び多面的機能の発揮の促進      ②加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開      の施策を行う。</p>		
<p>水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定)      第2 I 4 加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開      第2 I 5 漁港・漁場・漁村の総合的整備      第2 I 6 多面的機能の発揮の促進      第2 II 3 渚泊の推進による漁村への来訪者増加</p> <p>漁港漁場整備長期計画(注1)(平成29年3月28日閣議決定)      第1 漁場漁港整備事業についての基本的考え方      第2 実施の目標及び事業量</p> <p>社会資本整備重点計画(注2)(平成27年9月18日閣議決定)      第3章 計画期間における重点目標と事業の概要</p> <p>農林水産業・地域の活力創造プラン(令和元年12月10日改訂)      III 10. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化</p> <p>未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)      第2 I [4] 1.(3) iv) 水産業改革</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)      第2章 3. (1)②農林水産業の活性化</p> <p>規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定)      II 2. 水産分野</p> <p>成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)      III. 7. iv) 水産業改革</p>		

施策(1)	漁港・漁場・漁村の総合的整備及び多面的機能の発揮の促進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	漁村の持つ特性を活かしつつ、希望を持って定住できる地域を実現するため、藻場・干潟の保全・創造等の豊かな生態系を目指した水産環境整備、水産物の安定供給基盤となる漁港機能の維持・向上、漁村地域の労働・生活環境の改善、災害に強い漁村づくり等を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】	水産業・漁村の多面的機能(注3)の発揮									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
				目標年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
ア 漁場再生及び新規漁場整備による水産物の増産量	0万トン 平成28年度	8万トン (累計)	令和3年度	1.6万トン	3.2万トン	4.8万トン	6.4万トン	8万トン	S↑一直	<p>【測定指標の選定理由】 漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定。以下、「長期計画」という。)において、重点課題「豊かな生態系の創造と海域の生産力向上」を達成するため、成果目標として、「水産資源の回復や生産力の向上のための漁場再生及び新規漁場整備による水産物の増産量」を定めていることを踏まえ、この成果目標を達成することにより、水産業・漁村の多面的機能の発揮に寄与するものとして設定した。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、水産基本計画における自給率目標の達成のため、排他的な経済水域を含めた我が国周辺水域における漁場整備を図ることとし、事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、長期計画において目指す主な成果として、令和3年度までにおおむね8万トンの水産物を増産するものとした。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績評価は、評価時点で把握可能な最新の実績値に基づき実施する。</p>
	把握の方法	当該年度に整備した再生漁場及び新規漁場において漁獲される水産物の増産量を、翌年度に各都道府県が行う現地調査等を通じて実績値を把握								
	達成度合いの判定方法	達成率=当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

イ 都市漁村交流人口の増加数	0万人	平成28年度	100万人	令和3年度	20万人	40万人	60万人	80万人	100万人	F↑一直	<p><b>【測定指標の選定理由】</b> 水産業・漁村の多面的機能が発揮され、漁村の持つ魅力発信により、漁村への訪問や漁村の人々との交流の促進が期待されることから、「都市漁村交流人口の増加数」を指標として選定した。</p> <p><b>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】</b> 漁港漁場整備長期計画(平成29年度3月28日閣議決定)の中で、漁村の活性化により都市漁村交流人口を令和3年度までにおおむね 100万人増加させることとしており、年度ごとの目標値は、令和3年度の目標値を達成するため、毎年一定割合で向上させることとして、設定した。</p> <p>※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績評価は、評価時点で把握可能な最新の実績値に基づき実施する。</p>
	<b>把握の方法</b> 都道府県及び市町村を通じて実績値を把握【被災3県を除く】										
	<b>達成度合いの判定方法</b> 達成率=当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

	目標② 【達成すべき目標】		漁業地域の防災機能・減災対策の強化														
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
					年度ごとの実績値												
ア 海岸堤防等の個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率	1% 平成26年度	100% 令和2年度	令和2年度	令和2年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	S↑一直	【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定。以下「重点計画」という。)では、平成27年度から令和2年度の計画期間において、厳しい財政制約の下、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、集約・再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用(賢く使う取組)に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的・役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」について、選択と集中の徹底を図ることとし、4つの重点目標と13の政策パッケージを設定したところ。 重点計画の重点目標に係る指標のうち、農地＜漁港＞海岸分野では、戦略的な維持管理・更新等を推進するため「海岸の長寿命化計画(個別施設計画)の策定率」を指標として設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、重点計画の指標を設定する際に行った海岸管理者に対する聞き取り結果を基に設定した。						
					-	-	-	100%	-								
					39%	71%	82%										
把握の方法		社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)															
達成度合いの 判定方法		達成度合＝当該年度実績値／令和2年度目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満															

					-	-	-	約69%	-	S↑一直	<p><b>【測定指標の選定理由】</b> 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定。以下「重点計画」という。)では、平成27年度から令和2年度の計画期間において、厳しい財政制約の下、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、集約・再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用(賢く使う取組)に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的・役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」について、選択と集中の徹底を図ることとし、4つの重点目標と13の政策パッケージを設定したところ。 重点計画の重点目標に係る指標のうち、農地&lt;漁港&gt;海岸分野では、戦略的な維持管理・更新等を推進するため、南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定される地域等において、粘り強い構造の海岸堤防等の整備を推進するため「海岸堤防の整備率(計画高までの整備と耐震化)」を指標として設定した。</p> <p><b>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】</b> 目標値については、重点計画の指標を設定する際に行った海岸管理者に対する聞き取り結果を基に設定した。</p>
イ	南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率	約39%	平成26年度	約69%	令和2年度	68%	77%	84%			
<b>把握の方法</b> 社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)											
<b>達成度合いの判定方法</b> 達成度合=当該年度実績値／令和2年度目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											

ウ 南海トラフ巨大地震・ 首都直下型地震等 の大規模地震が想 定されている地域等 における、水門・樋門 等の自動化・遠隔操 作化率	約43%	平成26年 度	約82%	令和2年 度	-	-	-	82%	-	S↑一直	<p><b>【測定指標の選定理由】</b> 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定。以下「重点計画」という。)では、平成27年度から令和2年度の計画期間において、厳しい財政制約の下、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、集約・再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用(賢く使う取組)に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的・役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」について、選択と集中の徹底を図ることとし、4つの重点目標と13の政策パッケージを設定したところ。 重点計画の重点目標に係る指標のうち、農地＜漁港＞海岸分野では、戦略的な維持管理・更新等を推進するため南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定される地域等において、粘り強い構造の海岸堤防等の整備を推進するため津波到達前に水門等を安全かつ迅速・確実に閉鎖するため「水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率」を指標として設定した。</p> <p><b>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】</b> 目標値については、重点計画の指標を設定する際に行った海岸管理者に対する聞き取り結果を基に設定した。</p>				
<b>把握の方法</b>											社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)				
<b>達成度合いの 判定方法</b>											達成度合=当該年度実績値／令和2年度目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満				

II 災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合	0%	平成28年度	30%	令和3年度	2%	6%	8%	12%	30%	S↑一直	<p>【測定指標の選定理由】          漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定。以下、「長期計画」という。)において、重点課題「大規模自然災害に備えた対応力強化」を達成するため、成果目標として、「災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合」、「防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合」を定めていることを踏まえ、これら成果目標を達成することにより、漁業地域の防災機能・減災対策の強化に寄与するものを指標として設定した。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】          事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、水産物の流通拠点となる漁港(注4)において、陸揚げ用の岸壁及びその前面水域の静穏度を確保するための防波堤等主要施設において地震・津波に対する安全性が確保され、かつ、地域の水産業の継続や復旧を図るために計画等が策定された漁港の割合を、0%(平成28年度)から、おおむね30%(令和3年度)に向上させることを目標とした。年度ごとの目標値については、長期計画での目指す主な成果を設定する際に実施した漁港管理者に対する聴き取り結果等を基に設定した。</p>
	把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握									
	達成度合いの判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

オ 防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合	48%	平成27年度	60%	令和3年度	52%	54%	56%	58%	60%	S↑一直	<p><b>【測定指標の選定理由】</b>          漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定。以下、「長期計画」という。)において、重点課題「大規模自然災害に備えた対応力強化」を達成するため、成果目標として、「防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合」を定めていることを踏まえ、これら成果目標を達成することにより、漁業地域の防災機能・減災対策の強化に寄与するものを指標として設定した。</p> <p><b>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】</b>          事業実施主体からの実施要望や防災・減災対策の緊急性を踏まえ、全国の漁業依存度や漁家の割合が高い漁村において、避難地となる緑地・広場施設等の整備により、防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合を、48%(平成27年度)から、概ね60%(令和3年度)に向上させることを目標とした。年度ごとの目標値については、令和3年度の目標値(おおむね60%)を達成するため、毎年一定割合で向上させることとした。</p> <p>※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績評価は、評価時点で把握可能な最新の実績値に基づき実施する。</p>
	<b>把握の方法</b>	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握【被災3県を除く】									
	<b>達成度合いの判定方法</b>	$\text{達成率} = \frac{\text{当該年度の実績値}}{\text{当該年度の目標値}} \times 100 (\%)$ A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満									

				73%	80%	86%	93%	100%		
	66%	平成28年度	100%	令和3年度					S ↑ 一直	
【測定指標の選定理由】 漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定)において、重点課題「漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出」を達成するため、成果目標として、「老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合」を定めていることを踏まえ、この成果目標を達成することにより、漁業地域の防災機能・減災対策の強化に寄与するものとして設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値について、事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、老朽化診断の結果、岸壁及び防波堤について、その主要部に著しい老朽化が発生しており、要求性能(施設がその目的を達成するために必要とされる性能)を下回る可能性があると診断されていない漁港又はその診断に対して必要な対策が行われた漁港の割合を、66%(平成28年度)から、おおむね100%(令和3年度)に向上させることを目標とした。年度ごとの目標値については、令和3年度の目標値(おおむね100%)を達成するため、毎年一定割合で向上させることとした。										
力 老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合										
把握の方法 都道府県及び市町村を通じて実績値を把握										
達成度合いの判定方法 達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

施策(2)	加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開												
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	水産物の品質・衛生管理対策の推進、加工・販売等の6次産業化の推進、加工・流通機能の発揮による適切な需給バランスの確保等により、水産物の消費拡大と安全な水産物の安定供給を目指す。												
目標① 【達成すべき目標】	多様なニーズへの対応による消費量の拡大及び水産物の輸出促進												
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値			指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
					29年度	30年度	元年度					2年度	3年度
ア 魚介類(食用)の消費量	49.4kg/ 人年	平成26年度	46.4kg/ 人年	令和9年度	46.4kg/ 人年	46.4kg/ 人年	46.4kg/ 人年	46.4kg/ 人年	F=一直	<p>【測定指標の選定理由】            新たな「水産基本計画」(平成29年4月28日閣議決定)において、令和9年度の1人1年当たりの食用魚介類の消費量(粗食料ベース)を46.4kgとする目標を掲げていることから測定指標を選定した。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】            上記理由から、年度毎の目標値に「46.4kg／人年」を設定した。            ※評価実施時期に、評価対象年度の「魚介類(食用)の消費量」を把握できないことから、前年度の概算値を用いて実績評価を行う。</p>			
	把握の方法		食料需給表(大臣官房政策課食料安全保障室)により把握										
	達成度合いの 判定方法		達成率=当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

イ 水産物の輸出額		2,873億円	令和元年	5,568億円	令和7年	-	-	-	5,568億円	5,568億円	F↑一直
<p>【測定指標の選定理由】          新たな「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)等において、令和7年までに2兆円(うち水産物5,568億円)、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円(うち水産物1.2兆円)とすることを目指すとされていることを踏まえ、「水産物の輸出額」を指標として設定した。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】          「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)等において、令和7年までに2兆円(うち水産物5,568億円)、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円(うち水産物1.2兆円)とすることを目指すとされていることを踏まえ、設定している。</p> <p>なお、長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、年度ごとに目標値を設定することは困難なため、年度ごとの目標値欄には、最終目標値を便宜的に記載している。</p>											
把握の方法		財務省貿易統計により把握									
達成度合いの判定方法		<p>達成率=当該年度の実績値÷令和7年度の目標値×100(%)</p> <p>A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満</p>									
ウ 輸出拡大漁港数		0漁港	平成28年度	60漁港	令和3年度	6漁港	12漁港	18漁港	24漁港	60漁港	S↑一直
<p>【測定指標の選定理由】          漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定。以下、「長期計画」という。)において、重点課題「水産業の競争力強化と輸出促進」を達成するため、成果目標として、「水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港(注5)であって輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港のうち、輸出を拡大させる漁港数」を定めていることを踏まえ、この成果目標を達成することにより、多様なニーズへの対応による消費量の拡大及び水産物の輸出促進に寄与するものとして設定した。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】          目標値については、事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港であって輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港において、漁港の生産・流通機能の強化や輸出先国ニーズに対応した生産・流通体制の確保などの輸出拡大に資する取組を実施し新たに輸出拡大した漁港数を、おおむね60漁港(令和3年度)に拡大させることを目標とした。年度ごとの目標値については、長期計画での目指す主な成果を設定する際に実施した漁港管理者に対する聴き取り結果等を基に設定した。</p>											
把握の方法		都道府県及び市町村を通じて実績値を把握									
達成度合いの判定方法		<p>達成率=当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%)</p> <p>A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満</p>									

目標② 【達成すべき目標】		漁港における市場・流通機能の強化										
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					29年度	30年度	元年度	2年度	3年度			
ア 新たに品質の向上 や出荷の安定が図ら れた水産物の取扱 量の割合	0%	平成28年度	50%	令和3年度	5%	10%	15%	20%	50%	F↑一直	【測定指標の選定理由】 漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定。以下、「長期計画」という。)において、重点課題「水産業の競争力強化と輸出促進」を達成するため、成果目標として、「水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、新たに品質の向上や出荷の安定が図られた水産物の取扱量の割合」を定めていることを踏まえ、この成果目標を達成することにより、漁港における市場・流通機能の強化に寄与するものとして設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、水産物の流通拠点となる漁港において、新たに水産物の安全の確保・鮮度保持、出荷量の安定化、生産・流通コストの削減が図られた水産物の取扱量の割合を、おおむね50%(令和3年度)にすることを目標とした。年度ごとの目標値については、長期計画での目指す主な成果を設定する際に実施した漁港管理者に対する聴き取り結果等を基に設定した。	
	把握の方法		都道府県及び市町村を通じて実績値を把握									
	達成度合いの 判定方法		達成率=当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	令和2年 度行政 事業レ ビュー 事業番 号
	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]				
(1) 漁港漁場整備法 (昭和25年)	—	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-②-エ (1)-②-オ (1)-②-カ (2)-①-ウ (2)-②-ア	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的としている。この法律に基づき漁港漁場整備事業を推進することで、目標が計画的に達成されることに寄与する。	—
(2) 海岸法 (昭和31年)	—	—	—	—	(1)-②	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護とともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。 海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。	—
(3) 水産加工業施設改 良資金金融通臨時措 置法 (昭和52年)	—	—	—	—	(2)-①-ア	食用水産加工品の安定供給を図るため、水産加工施設の改良等に必要な資金の融通を行う。資金の円滑な融通は製造のみならず消費拡大に寄与する。	—
(4) 輸出環境整備推進 事業 (平成27年) (関連:2-1,2)	267 (238)	565 (378)	552 (180)	1,675	(2)-①-イ	我が国の農林水産物・食品の輸出を1兆円に拡大させるため、諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備のための政府間交渉に必要な情報・データの収集等を行う。また、日本産食品に多く含まれる既存添加物の使用が米国、EUで認められるためのデータ収集等の支援や米国食品安全強化法に事業者が対応するための支援を行う。 これらの支援措置により、世界の食関連市場の獲得に向け、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	
(5) グローバル产地づく り推進事業 (平成31年) (関連:2-1,2)	—	—	189 (166)	469	(2)-①-イ	海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、相手国のある農薬規制・衛生管理に対応した生産・加工体制を構築するためのグローバル产地計画の策定及び計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善、本事業の趣旨を有する行為等の取組について支援する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	

(6) 【TPP関連事業】水産物輸出产地緊急対策(平成30年度)(関連:2-4)	-	0.3 (0.3)	299.7 (284.1)	-	(2)-①-イ	輸出先国・地域が求める品質・衛生条件への適合に必要な機器整備への支援を行うことにより、日本産水産物の輸出拡大に寄与する。	
(7) 【TPP関連事業】水産物輸出に係る衛生管理計画等作成支援事業(平成30年度)(関連:2-4)	-	100 (翌年度 繰越)	100 (39)	-	(2)-①-イ	輸出先国・地域が求める衛生条件等に対応し、新たな輸出先国・地域への輸出や新たな品目の輸出を可能とするために必要な調査や計画の作成、申請等への支援を行うことにより、輸出障壁に対応する環境整備をすることで、水産物の輸出拡大に寄与する。	
(8) 持続可能な水産業の認証活用加速化事業(平成30年度)(関連:2-4)	-	70 (翌年度 繰越)	120 (67)	-	(2)-①-イ	輸出先国の事業者に対して我が国の水産資源の持続可能性や環境配慮への取組を統一的な規格に基づいて伝達することにより、市場の拡大等が可能となることで、水産物の輸出拡大に寄与する。	
(9) 農山漁村地域整備交付金(平成22年度)(関連:2-7,8,13,19)	77,878 の内数 (77,842 の内数)	72,387の 内数 (72,233 の内数)	113,106 の内数 (113,106 の内数)	80,732の内数	(1)-①-ア (1)-②-ア～ウ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備の支援。 水産分野では、漁港漁場整備、海岸保全施設整備等とともに、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を総合的、一体的に実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の提供が可能となる。 また、海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。	
(10) 鳥獣被害防止総合対策交付金(平成20年度)(関連:2-13,14,19)	9,715 (9,608)	11,547 (10,810)	10,886 (10,591)	10,010	(1)-①-ア	市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害対策を支援。 また、県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策及び人材育成を支援。 被害防止計画を策定し、効果的な被害防止対策を行う市町村数を増やすことにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与する。	
(11) 農山漁村振興交付金(平成28年度)(関連:2-7,8,13,14,19,20,21)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524の 内数 (7,282 の内数)	9,138 の内数 (7,026 の内数)	9,805の内数	(1)-①-イ	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援することにより、漁村の活性化、生活環境の向上が図られ、水産業・漁村の多面的機能の発揮に寄与する。	
(12) 漁港海岸事業(昭和32年度)(主)	643 (642)	912 (911)	1062 (1061)	1,244	(1)-②	国民経済上、および民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪等による被害から守るため、または貴重な国土を海岸侵食から守るための海岸保全施設の新設や改良を実施するとともに海岸事業にかかる調査を実施する。 海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。	

(13) 水産基盤整備事業 (補助) (平成13年度) (主)	32,392 (32,257)	29,185 (28,868)	38,254 (37,533)	34,667	(1)-①-ア (1)-②-エ (1)-②-オ (1)-②-カ (2)-①-ウ (2)-②-ア	漁場造成や水域環境の保全、主要施設の耐震・耐津波対策や高度な衛生管理対策(注6)に資する漁港整備等を実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の増産が可能となる。また、岸壁など主要施設の耐震・耐津波対策により、漁村の防災機能の強化や水産業の早期回復体制の構築を図るとともに、衛生管理対策に資する岸壁や荷さばき所等の整備により、水産物の品質の向上や出荷の安定、輸出の拡大に寄与する。
(14) 水産基盤整備事業 (直轄) (平成13年度) (主)	3,034 (3,015)	2,831 (2,824)	3,829 (3,812)	2,866	(1)-①-ア	国民への水産物の安定供給を図るため、排他的経済水域における漁場整備を実施するとともに、水産基盤整備事業の効果的・効率的実施に資するための調査、技術開発等を実施。 魚礁や増養殖場を整備することにより、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の提供に寄与する。
(15) 浜の活力再生・成長促進交付金 (平成17年度) (主、関連:2-22,23)	4,342の内数 (4,175の内数)	5,917の内数 (4,978の内数)	6,212の内数 (5,809の内数)	2,004の内数	(1)-①-イ (1)-②-オ (2)-①-ア	「浜の活力再生プラン」の目標の達成を支援するため、必要に応じたプランの見直し、プランに位置づけられた共同利用施設の整備やプラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策等の取組を支援する。
(16) 離島漁業再生支援等交付金 (平成22年度) (主)	1,506 (1,094)	1,506 (1,265)	1,518 (1,327)	1,463	(1)-①-ア	離島漁業の再生を図るため、漁場の生産力向上の取組等を支援する。併せて、初期投資負担を軽減し、離島の新規漁業就業者の定着を図るため、漁船・漁具等のリースの取組及び特定有人国境離島地域における雇用創出のための取組等を支援する。 本事業により、離島の漁業集落において、種苗放流や漁場の管理・改善等の取組が行われ、漁場再生による新たな水産物の提供に寄与する。
(17) 水産物流通調査事業 (平成24年度) (主)	80 (80)	77 (72)	75 (71)	68	(2)-①-ア	漁業経営の安定と水産物の安定供給を図るため、漁業者が市場の動向に応じて効率的な生産を行うことができるよう、水産物の需給・価格の動向に関する情報を漁業者等へ的確に供給する。 調査対象から提供を受けた毎日の水揚げ状況、価格動向等の情報を、迅速に漁業者等に情報提供し、購買側の意向を生産側に伝えることにより、消費拡大に寄与する。
(18) 水産多面的機能發揮対策 (平成25年度) (主)	2,800 (2,012)	2,800 (2,284)	2,855 (2,492)	2,299	(1)-①-ア	水産業・漁村の持つ多面的機能の効果的・効率的な発揮により水産業の再生・漁村の活性化を図るため、漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する活動に対して支援を行う。 水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮により、漁場再生による新たな水産物の提供や生物多様性保全に寄与する。
(19) 【TPP関連事業】 水産基盤整備事業 (補助)(TPP対策) (平成27年度) (主)	4,990 (4,781)	3,300 (3,300)	4,014 (3,634)	—	(2)-①-ウ (2)-②-ア	漁港の衛生管理対策等に資する漁港整備を実施することで、衛生管理対策に資する岸壁や荷さばき所等の整備により、水産物の品質の向上や出荷の安定、さらには輸出の拡大に寄与する。

(20) 【TPP関連事業】 水産物輸出促進緊急推進事業 (平成27年度) (主)	1,344 (1,339)	1,084 (906)	795 (535)	—	(2)-①-イ	輸出に必要なHACCP対応の水産加工施設等の改修等を推進することにより、水産物の輸出拡大に寄与する。	
(21) 【TPP関連事業】 水産物輸出拡大施設整備事業 (平成28年度) (主)	500 (500)	2,100 (2,100)	2,800 (2,800)	—	(2)-①-イ	水産物輸出の体制整備が遅れている港湾において、一貫した衛生管理の下、体系的かつ一体的な施設の整備を行うことにより、水産物の輸出体制の強化が図られ、水産物の輸出拡大に寄与する。	
(22) 漁港機能増進事業 (平成29年度) (主)	651 (649)	1,783 (1,772)	2,553 (2,532)	1,000	(1)-①-イ	漁港機能の増進を図るため、就労環境の改善や施設の有効活用・安全対策向上等に資する施設整備に対して支援することにより、漁港のストック効果の最大化に寄与する。	
(23) 【TPP関連事業】 水産物輸出拡大連携推進事業 (平成30年度) (主)	-	200 (翌年度 繰越)	199 (184)	—	(2)-①-イ	生産者、加工・流通業者、輸出関係事業者等が連携して、既存の水産物流通のバリューチェーンについて輸出を確実に実施できるよう改善することにより、水産物の輸出体制の強化が図られ、水産物の輸出拡大に寄与する。	
(24) 日本発の水産エコラベル普及推進事業 (平成30年度) (主)	-	70 (69)	58 (57)	-	(2)-①-イ	輸出先国の事業者に対して我が国の水産資源の持続可能性や環境配慮への取組を統一的な規格に基づいて伝達することにより、市場の拡大等が可能となる。	
(25) 水産バリューチェーン事業 (平成31年度) (主)	-	-	1,378 (1,150)	792	(2)-①-ア (2)-①-イ	消費地における産地サイドの流通拠点の確保といった、生産と加工・流通が連携し水産バリューチェーン全体で生産性向上を図る取組や、産地市場の統合・機能強化を促進する取組、国産水産物の加工・流通の改善と消費等拡大、産地の水産加工業の中核的人材育成に必要な専門家の派遣や研修会開催等の実施、漁獲から加工・流通段階までの漁獲情報等を伝達する漁獲証明システムの開発・実証等を支援することで、輸出を視野に入れて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造の構築に寄与する。	

取用に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例[所得税等:租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70]							
(26) 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税等:租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和26年度)	<->	<->	<->	-	(1)-②-ア、イ	公共目的により収用された財産の所有者の譲渡所得等について課税の特例を設け、事業等の円滑な推進を図る。 土地等の収用や漁業権の取消等を円滑に行うことにより、海岸事業を支障なく進めることで目標の達成に寄与する。	-
公害防止用設備等の固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例[固定資産税・都市計画税:地方税法附則第15条②] (昭和44年度)	<1>	<3>	<3>	-	(2)-①-ア	特定の公害防止関連施設を取得した場合に固定資産税の2／3の税額控除を行うことが出来る。加工業者の負担軽減は適切な需給バランスの確保に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]	57,922 <90,822>	58,130 <87,828>	71,537 <128,456>	56,553 <92,541>			
政策の執行額[百万円]	56,215 <89,939>	55,559 <84,493>					

## 移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	令和2年 度行政 事業レ ビュー 事業番 号
	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]				
(1) 【参考:復興庁より】 復興水産加工業等 販路回復促進事業 (平成24年度)	1,291 (1,212)	1,254 (1,159)	1,227 (1,080)	1,182	-	東北地方太平洋沿岸の地域の基盤産業である水産加工業の復興支援は、漁村の健全な発展に資するだけでなく、被災し販路を失った水産加工業者の販路回復を支援することは、国民への水産物の安定供給と水産業の健全な発展に寄与するものである。	
(2) 【参考:復興庁より】 水産基盤整備事業 (補助) (平成24年度)	13,368 (12,045)	9,748 (9,111)	5,537 (5,472)	4,514	-	本事業は、被災地の復興に必要な漁港施設の耐震化等を図るものであり、もって、漁業者が安心して漁業活動に従事できるようになるため、漁村の健全な発展に資するものである。	
(3) 【参考:復興庁より】 農山漁村地域整備 交付金 (平成24年度)	13,036 の内数 (9,577 の内数)	10,975 の内数 (10,021 の内数)	15,085 の内数 (14,271 の内数)	18,108 の内数	(1)-②- ア~ウ	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。	
(4) 【参考:国土交通省よ り】 北海道開発事業(補 助)のうち水産基盤 整備事業 (昭和26年度)	11,187 (11,143)	9,902 (9,867)	15,544 (15,487)	9,988	(1)-①- ア (1)-②- エ (1)-②- オ (1)-②- カ (2)-①- ウ (2)-②- ア	漁場造成や水域環境の保全、主要施設の耐震・耐津波対策や高度な衛生管理対策に資する漁港整備等を実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の増産が可能となる。また、岸壁など主要施設の耐震・耐津波対策により、漁村の防災機能の強化や水産業の早期回復体制の構築を図るとともに、衛生管理対策に資する岸壁や荷さばき所等の整備により、水産物の品質の向上や出荷の安定、輸出の拡大に寄与する。	

(5) 【参考:国土交通省より】離島振興事業のうち水産基盤整備事業(昭和28年度)	12,424 (12,352)	11,864 (11,444)	12,568 (12,268)	10,931	(1)-①-ア (1)-②-エ (1)-②-オ (1)-②-カ (2)-①-ウ (2)-②-ア	漁場造成や水域環境の保全、主要施設の耐震・耐津波対策や高度な衛生管理対策に資する漁港整備等を実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の増産が可能となる。また、岸壁など主要施設の耐震・耐津波対策により、漁村の防災機能の強化や水産業の早期回復体制の構築を図るとともに、衛生管理対策に資する岸壁や荷さばき所等の整備により、水産物の品質の向上や出荷の安定、輸出の拡大に寄与する。
(6) 【参考:内閣府より】水産基盤整備に必要な経費(平成13年度)	3,648 (3,542)	4,210 (4,200)	3,303 (3,278)	3,641	(1)-①-ア (1)-②-エ (1)-②-オ (1)-②-カ (2)-①-ウ (2)-②-ア	漁場造成や水域環境の保全、主要施設の耐震・耐津波対策や高度な衛生管理対策に資する漁港整備等を実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の増産が可能となる。また、岸壁など主要施設の耐震・耐津波対策により、漁村の防災機能の強化や水産業の早期回復体制の構築を図るとともに、衛生管理対策に資する岸壁や荷さばき所等の整備により、水産物の品質の向上や出荷の安定、輸出の拡大に寄与する。
(7) 【参考:内閣府より】地方創生推進交付金(平成28年度)	1,717 (1,349)	1,462 (889)	1,801 (1,286)	1,398	(1)-①-イ (1)-②-エ～(カ)	地域再生計画に基づき複数の施設を総合的に整備する事業のうち、漁港施設、漁業集落排水施設の整備により、漁業地域の防災機能の強化、漁村の生活環境の改善に寄与する。
(8) 【参考:国土交通省より】離島振興事業のうち農山漁村地域整備交付金(平成22年度)(関連:元-7,8,13,19)	4,963 の内数 (4,933 の内数)	4,886 の内数 (4,827 の内数)	4,925 の内数 (4,885 の内数)	4,870 の内数	(1)-①-ア (1)-②-ア～ウ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備の支援。 水産分野では、漁港漁場整備、海岸保全施設整備等とともに、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を総合的、一体的に実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の提供が可能となる。 また、海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。

<p>(9) 【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業 のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:元-7,8,13,19)</p>	<p>1,625 の内数 (1,625 の内数)</p>	<p>1,382 の内数 (1,382 の内数)</p>	<p>1,456 の内数 (1,456 の内数)</p>	<p>1,491 の内数</p>	<p>(1)-①-ア (1)-②-ア～ウ</p>	<p>自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備の支援。 水産分野では、漁港漁場整備、海岸保全施設整備等とともに、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を総合的、一体的に実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の提供が可能となる。 また、海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。</p>	
<p>(10) 【参考:国土交通省より】 北海道開発事業 のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:元-7,8,13,19)</p>	<p>11,588 の内数 (11,581 の内数)</p>	<p>10,294 の内数 (10,234 の内数)</p>	<p>11,657 の内数 (11,619 の内数)</p>	<p>11,382 の内数</p>	<p>(1)-①-ア (1)-②-ア～ウ</p>	<p>自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備の支援。 水産分野では、漁港漁場整備、海岸保全施設整備等とともに、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を総合的、一体的に実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の提供が可能となる。 また、海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。</p>	

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。

また、予算事業が複数の政策分野に関する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

(注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

## 参考資料

### 1. 用語解説

注1	漁港漁場整備長期計画	漁港漁場整備長期計画とは、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条の3の規定に基づき、5年を一期として閣議決定しているもの。計画期間に係る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を規定している。
注2	社会资本整備重点計画	社会资本整備重点計画法の規定により、社会资本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、閣議決定により策定。5年を一期として、計画期間における社会资本整備事業の実施に関する重点目標等を定める。
注3	水産業・漁村の多面的機能	水産業及び漁村の有する水産物を供給するという本来の機能以外の多面にわたる機能をいい、物質循環の補完、生態系の保全、生命・財産の保全、交流の場の提供、地域社会の維持・形成などがある。
注4	水産物の流通拠点となる漁港	主要な水産物の産地市場を開設している漁港。
注5	水産物の生産拠点となる漁港	地域の中核的な生産活動等が行われる地区に存在する漁港。
注6	高度な衛生管理対策	水産物の高度な衛生管理とは、陸揚げから流通・加工の一連の処理過程で、細菌等の混入を防ぐなどの管理の徹底を図ること。具体的には、漁港における衛生管理基準に基づき、清浄海水導入施設の整備による陸揚げ処理水等の管理、排水処理施設の整備による港内水質管理、排水の滞留防止、鳥獣侵入防止施設など荷捌所における危害侵入防止、異物混入防止、屋外作業時の風雨等による危害侵入防止等の徹底を図り、その達成状況は、都道府県知事等の漁港管理者が判断する。